

2020. 7. 21

各国に対する感染症危険情報の発出 (レベルの引き上げ又は維持)

- 1 新型コロナウイルス感染症については、世界保健機関（WHO）が、3月11日、この感染症がパンデミックと形容されると評価した後も、世界的な広がりを見せています。7月21日現在、188か国・地域で1,400万人以上の感染が確認され、全世界の死者数は59万人以上となっています。新興国や途上国を中心に依然として一部地域における感染拡大が継続しており、警戒が必要な状況が続いています。
- 2 このような状況を受け、1万人あたりの感染者数や輸入症例等を含む様々な状況を総合的に勘案し、17か国・地域に対して発出している感染症危険情報をレベル3（渡航は止めてください。（渡航中止勧告））に引き上げます。
- 3 今後も、新型コロナウイルス感染症の感染の拡大の状況等を踏まえて、①感染症危険情報及び危険情報の二つの情報のレベルの不断の見直し、②関係省庁と連携した水際措置の実施、③邦人の安全確保のために必要な情報の外務省ホームページや領事メールによる提供、④在外公館による在留邦人や海外渡航者へのできる限りの支援等を通じ、皆様の安全確保と必要な支援に万全を期していく考えです。
- 4 在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、感染の地理的拡大の可能性に注意し、現地の状況が悪化する可能性も念頭に、各国の出入国規制や検疫措置の強化に関する最新情報を確認するとともに、感染予防に万全を期してください。

危険度

(1) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（レベル引き上げ）

(アジア・大洋州) ネパール

(中南米) スリナム、パラグアイ、ベネズエラ

(欧州・中央アジア) ウズベキスタン

(中東・アフリカ) ケニア、コモロ、コンゴ共和国、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、ナミビア、パレスチナ、ボツワナ、マダガスカル、リビア、リベリア

(2) レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）（継続）

(アジア) インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ

(大洋州) オーストラリア、ニュージーランド

(北 米) カナダ、米国

(中南米) アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セント

クリストファー・ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、バルバドス、ブラジル、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

(欧 州) アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア

(中 東) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、エスワティニ、オマーン、カタール、カメルーン、クウェート、サウジアラビア、セネガル、中央アフリカ、トルコ、バーレーン、モーリタニア、レバノン

(アフリカ) ガーナ、カーボベルデ、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、南アフリカ、モーリシャス、モロッコ

(3) 上記(1)(2)に含まれる国・地域を除く現在感染症危険情報レベル2の全ての国・地域
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。(継続)

参考

○海外安全ホームページ：新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所：Tashkent, Sadyk Azimov Str., 1-28

電話：(代表) +998-78-120-8060

その他各国の在外公館は、以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html>